空き家に「なってから」ではなく「なる前」に対策を

空き家の管理は所有者の責任です。この機会に家族や親族で話し合いを

人口減少の影響で、全国的に空き家や空き地が増加しています。令和５年の調査では市内の空き家件数は3770戸。５年前に比べると約300戸増加し、今後も増加することが予想されます。空き家を長年放置すると草木や樹木の繁茂、屋根の飛散、家屋の倒壊により、他人へ損害を与える可能性があります。空き家を起因とした事故が発生した場合、相続関係者にも損害を賠償する責任が生じる場合があります。そうならないためには、事前の対策が大切です。市は老朽家屋の解体費補助など各種支援制度を設けています。まずは、市生活環境課へ相談してください。詳しくは市公式サイトを確認してください。

【問】同課環境係（☎0944・77・8485）

空き家対策のポイント

□登記を確認する

空き家の管理責任は所有者にありますが、相続登記がされておらず、亡くなった人の名義のままとなっている場合があります。まずは、現在の登記が現所有者の名義になっているか確認してみましょう。また、令和６年４月から相続登記が義務化されています。令和６年４月以前に相続した不動産は、令和９年までに登記を済ませる必要があります。将来のトラブルを防ぐためにも、家族や親族と話し合って、きちんと登記を済ませておきましょう。

□空き家になる前に対策を

空き家問題で最も重要なことは、早期に対応することです。現在所有している家屋は、将来どのようにするのかを決めて、家族や親族に伝えておくことが大切です。また、既に空き家を所有している人は早期に利活用や解体に向けて検討しましょう。

空き家の相談先は

●**市生活環境課**　空き家相談の総合窓口として、相談内容に応じて市や他団体の各種支援制度を紹介しています。

●**福岡県空き家活用サポートセンター（イエカツ）**

空き家や将来空き家になりそうな住宅を今後どうすればいいかなど、専門相談員のアドバイスを受けられたり、専門業者を紹介してもらえたりします。相談は無料です。

解体を検討中なら早めに市都市計画課へ相談を

危険な老朽家屋の解体費を上限45万円まで補助

市は老朽危険家屋（住宅）を解体する費用を補助します。補助は原則、同じ敷地内で１回限り。補助金の交付決定前に工事に着手しているときは補助対象外です。対象となる建築物には一定の要件があります。詳しくは市公式サイトで確認してください。

●**補助金額**　解体費用の２分の１、上限45万円まで

●**補助金受取までの流れ**　①市都市計画課へ相談②同課で内容を確認、現地調査③申請書や工事見積書などの書類を同課へ提出④交付決定後、解体工事⑤事業完了報告書などを提出して補助金を受け取る

【問】同課建築係（☎0944・77・8544）

火災の恐ろしさを児童が図画で思い思いに表現

第49回防火ポスターコンクールの入選作品30点が決定しました

火災の恐ろしさや火の取り扱いを考えてもらおうと、市内の小学生を対象に募集した第49回防火ポスターコンクールの入選者が決まりました。今年は646点の応募があり、30点が入選。11月13日の表彰式では、田島消防長が入選者に賞状や記念品を贈りました。入選者は次のとおりです（敬称略、かっこ内は学校名）。入選作品は市公式サイトで閲覧できます。ぜひご覧ください。

●１年生　▷金賞＝永尾愛叶（藤吉）▷銀賞＝松藤叶樹（城内）▷銅賞＝相浦琥珀（同）●２年生　▷金賞＝髙口桂禾（東宮永）▷銀賞＝金子尚央（昭代第一）▷銅賞＝江口愛椛（蒲池）●３年生　▷金賞＝石橋明歩（藤吉）▷銀賞＝平川善翔（やまと）、待鳥心春（城内）▷銅賞＝髙口陽希（やまと）、目野大雅（二ツ河）、平川桜大（やまと）●４年生　▷金賞＝福永梨帆（蒲池）▷銀賞＝石橋歩大（藤吉）、古賀真（蒲池）▷銅賞＝田中莉央（藤吉）、田中咲空（矢ヶ部）、福湯航雅（蒲池）●５年生　▷金賞＝古賀美月（昭代第一）▷銀賞＝木村汐音（藤吉）、後藤奏汰（やまと）▷銅賞＝千倉瑶太（垂見）、立花諄三郎（城内）、梅﨑暖（昭代第一）●６年生　▷金賞＝伊藤彩芽（東宮永）▷銀賞＝木寺春翔（同）、西田麗乃（柳河）▷銅賞＝黒田咲姫（東宮永）、浦由宇李（城内）、江﨑暖真（東宮永）

【問】市消防本部予防課（☎0944・74・0121）

□各学年の金賞作品

❶永尾愛叶（藤吉１）
❷髙口桂禾（東宮永２）
❸石橋明歩（藤吉３）
❹福永梨帆（蒲池４）
❺古賀美月（昭代第一５）
❻伊藤彩芽（東宮永６）

感震ブレーカーの設置費用を補助します

もしものときの備えを　地震が起きたとき、電気を自動で遮断してくれます

地震による火災の多くは電気が原因です。地震が発生すると、家具や家電が倒れたり、電気コードが損傷したりします。停電から電気が復旧すると、家電製品から出火したり、損傷した電気コードから火花が出たりして、通電火災が起こることがあります。通電火災を防ぐには感震ブレーカーの設置が有効です。市は通電火災による被害の軽減を図るため、感震ブレーカーの設置費用の一部を補助します。詳しくは市公式サイトで確認してください。

●**補助金額**　費用の２分の１、上限２万円まで

※同一世帯につき１回に限ります。

●**対象者**　市内に住民登録があり、市税などの滞納がなく、現に市内に居住または所有する住宅に未使用品の感震ブレーカーを設置する人

●**設置対象の建物**

専用住宅や賃貸住宅、マンションなど

※新築住宅や国、地方公共団体その他の公共団体が所有している建築物、ホテル、旅館、老人福祉施設は対象外です。

地震のとき電気を遮断する感震ブレーカー

●**申請方法**　柳川庁舎３階総務課へ直接提出。申請書類は同課や市公式サイトから入手可

【問】同課危機管理係（☎0944・77・8153）